



<p>号様式によりしなければならない。 （土地の所在等の異動の届出手続）</p> <p><b>第14条</b> 条例第35条第2項の規定による届出は、別記第10号様式によりしなければならない。 （滅失等の届出手続）</p> <p><b>第15条</b> 条例第9条（条例第29条第1項、第35条第4項及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第11号様式によりしなければならない。 （修理の届出手続）</p> <p><b>第16条</b> 条例第15条第1項（条例第29条第1項及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第12号様式によりしなければならない。 （現状変更等の許可の申請手続等）</p> <p><b>第17条</b> 条例第14条第1項又は第32条の規定により許可を受けて県保護有形文化財又は県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、別記第13号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第14条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 県保護有形文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県保護有形文化財をその指定当時の原状に復するとき。</p> <p>（2） 県保護有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>3 条例第32条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 県史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状に復するとき。</p> <p>（2） 県史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>（3） 県史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 （現状変更等の届出手続）</p> <p><b>第18条</b> 条例第28条第1項の規定による届出は、別記第14号様式によりしなければならない。 （標識等の設置の基準等）</p> <p><b>第19条</b> 条例第35条第1項の規定により設置する標識は、石造りとし、次に掲げる事項を記入するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、石造りに代えて、金属、コンクリート、木材その他の材料で設置することを妨げない。</p> <p>（1） 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称</p> <p>（2） 高知県の文字（所有者の氏名及び指定団体の名称を併記</p>	<p>することを妨げない。）</p> <p>（3） 指定年月日</p> <p>（4） 建設年月日</p> <p>2 条例第35条第1項の規定により設置する説明板には、指定に係る地域を示す図面（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。</p> <p>（1） 史跡、名勝又は天然記念物の別及びその名称</p> <p>（2） 指定年月日</p> <p>（3） 指定の理由</p> <p>（4） 説明事項</p> <p>（5） 保存上注意すべき事項</p> <p>（6） 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項</p> <p>3 前項第4号又は第5号に掲げる事項が指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。</p> <p>4 条例第35条第1項の規定により設置する境界標は、13センチメートル角の石造り又はコンクリート造りの四角柱とし、その上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び高知県の文字を彫るものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。</p> <p>6 条例第35条第1項の規定により設置する囲いその他の施設については、前項の規定を準用する。</p> <p>7 前各項に定める基準により標識、説明板、標柱、境界標、囲いその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置の場合は、説明板のひな形）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事にその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を報告しなければならない。 （審議会の部会）</p> <p><b>第20条</b> 条例第49条の規定に基づき、高知県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌させる。</p> <p>（1） 第1部会 有形文化財及び有形民俗文化財に関する事項</p> <p>（2） 第2部会 無形文化財及び無形民俗文化財に関する事項</p> <p>（3） 第3部会 記念物及び埋蔵文化財に関する事項</p> <p>2 部会を組織する委員及び臨時委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから、審議会の会長が指名する。 （部会長）</p> <p><b>第21条</b> 部会に部会長を置き、審議会の会長がこれを指名する。</p>	<p>2 部会長は、その属する部会の会務を掌理する。</p> <p>3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。 （会議）</p> <p><b>第22条</b> 部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければならない、議事を開き、及び議決をすることができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （審議会への報告）</p> <p><b>第23条</b> 部会が議決した事項については、部会長がその結果を審議会に報告するものとする。 （雑則）</p> <p><b>第24条</b> 条例第4条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第26条第1項、第30条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定に基づく指定、認定又は選定の基準は、知事が別に定める。 （書類等の経由）</p> <p><b>第25条</b> 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この条において「法」という。）、条例又はこの規則の規定により文化財に関し知事に提出すべき届書その他の書類並びに法第188条第1項の規定により知事を經由すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。次項において同じ。）を經由すべきものとする。この場合において、知事は、必要に応じて当該市町村教育委員会に意見を求めるものとする。</p> <p>2 法、条例又はこの規則の規定により文化財に関し知事が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知及び法第188条第3項の規定により知事を經由すべき命令、勧告、指示その他の処分の告知は、市町村教育委員会を經由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
--	---	---

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

所有者 住所  
氏名  
電話番号

占有者 住所  
氏名  
電話番号

高知県保護有形文化財等指定申請書

下記の有形文化財（有形の民俗文化財）について、高知県保護有形文化財（高知県保護有形民俗文化財）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在の場所
- 3 製作の年代及び作者
- 4 素材
- 5 その他参考となるべき事項

**第2号様式**（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

高知県保護無形文化財等指定申請書

下記の無形文化財（無形の民俗文化財）について、高知県保護無形文化財（高知県保護無形民俗文化財）の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称
- 2 無形文化財の保持者となる者又は保持団体となるものの構成員の住所、氏名及び生年月日並びに芸名又は雅号があるときは、その芸名又は雅号
- 3 無形文化財の保持団体となるものの事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 4 由来
- 5 その他参考となるべき事項

**第3号様式**（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

所有者 住所  
氏名  
電話番号

高知県史跡名勝天然記念物指定申請書

下記の記念物について、高知県史跡（高知県名勝・高知県天然記念物）の指定を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在地（自生地、生息地、繁殖地又は渡来地を含みます。）
- 3 地番別の地目及び地積
- 4 由来
- 5 その他参考となるべき事項

**第4号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

高知県選定保存技術選定申請書

下記の伝統的な技術（技能）について、高知県選定保存技術の選定を受けたいので、関  
係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称
- 2 保持者となる者又は保存団体となるものの構成員の住所、氏名及び生年月日並びに芸  
名又は雅号があるときは、その芸名又は雅号
- 3 保存団体となるものの事務所の所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び電話番号
- 4 技術又は技能の概要
- 5 その他参考となるべき事項



**第7号様式**（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

指定書等再交付申請書

指定書（認定書）の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定書又は認定書の別及び内容
- 2 指定書又は認定書の番号及び年月日
- 3 所有者、保持者若しくは保持団体の構成員又は保持者若しくは保存団体の構成員の住所及び氏名
- 4 保持団体又は保存団体の事務所の所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び電話番号
- 5 再交付の理由

**第8号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

所在の場所変更届

県保護有形文化財（県保護有形民俗文化財）の所在の場所を変更しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 現在の所在の場所
- 4 変更後の所在の場所
- 5 変更しようとする年月日及び期間
- 6 変更の理由

**第9号様式**（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

所有者等変更等届

県保護有形文化財（県保護無形文化財・県保護有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物・県選定保存技術）の所有者等の変更等が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 変更等の内容
  - (1) 変更前又は生じた事実
  - (2) 変更後
- 3 変更等年月日
- 4 変更等の理由

**第10号様式**（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

土地の所在等異動届

県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、土地の所在等の異動がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定団体の事務所の所在地、名称、代表者又は管理人の氏名及び電話番号
- 3 異動の内容
  - (1) 異動前
  - (2) 異動後
- 4 異動年月日

**第11号様式**（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

滅失等届

県保護有形文化財（県保護有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物）の滅失等が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者等の住所、氏名及び電話番号又は管理団体若しくは指定団体の事務所の所在地、名称、代表者若しくは管理人の氏名及び電話番号
- 3 滅失等年月日
- 4 滅失等の内容

**第12号様式**（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

修理届

県保護有形文化財（県保護有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物）の修理をしますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 修理の内容及び方法
- 4 修理を必要とする理由
- 5 修理の着手及び完了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項



**第13号様式**（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

現状変更等許可申請書

県保護有形文化財（県史跡名勝天然記念物）の現状変更等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は県保護有形文化財の管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 現状変更等の内容及び方法
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の着手及び完了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項

**第14号様式**（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

現状変更等届

県保護有形民俗文化財の現状変更等をしますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所有者の住所、氏名及び電話番号又は管理団体の事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号
- 3 現状変更等の内容及び方法
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の着手及び完了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県規則第25号

#### 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

**第2条** 条例第9条の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第9条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第10条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

（損傷等の届出）

**第3条** センターを利用する者は、センターの施設、設備又は埋蔵文化財等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事）に届け出て、その指示を受けなければならない。

（雑則）

**第4条** この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別記様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

#### 指定管理者指定申請書

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
	主たる事務所の所在地	（郵便番号 - ）		
電話番号			ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	（郵便番号 - ）			
	電話番号		ファクシミリ番号	

#### 関係書類

- (1) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例第9条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

高知県登録審査委員規則をここに公布する。  
令和4年4月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第26号

高知県登録審査委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に定めるもののほか、同規則第2条の規定により知事が任命する同法第14条第3項の登録審査委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 委員の定数は、3名以内とする。  
(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第452号

高知県文化財保護条例施行規則(令和4年高知県規則第24号)第24条の規定に基づき、高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準を次のとおり定める。

令和4年4月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

1 高知県保護有形文化財指定基準

(1) 絵画及び彫刻

ア 各時代の遺品のうち製作優秀で高知県の文化史上貴重なもの

イ 高知県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの  
ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの

エ 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの  
オ 渡来品で、高知県の文化にとって特に意義のあるもの

(2) 工芸品

ア 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの

イ 高知県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの

ウ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの

エ 渡来品で、高知県の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

(3) 書跡及び典籍

ア 書跡類は、宸翰(しんかん)、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖(ほうじょう)等で、高知県の書道史上の代表と認められるもの又は高知県の文化史上貴重なもの

イ 典籍のうち写本類は、和書、漢籍、仏典又は洋書の原本又はこれに準ずる写本で高知県の文化史上貴重なもの

ウ 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で高知県の文化史上貴重なもの

エ 書跡類又は典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

オ 渡来品で、高知県の文化にとって特に意義のあるもの

(4) 古文書

ア 古文書類は、高知県の歴史上重要であると認められるもの

イ 日記又は記録類(絵画及び系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で、高知県の文化史上貴重なもの

ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要であると認められるもの

エ 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

オ 渡来品で、高知県の歴史上特に意義のあるもの

(5) 考古資料

ア 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代又はそれ以前の遺物で、学術的価値の特に高いもの

イ 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で、学術的価値の特に高いもの

ウ 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で、学術的価値の特に高いもの

エ 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で、学術的価値の特に高いもの

オ 渡来品で、高知県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

(6) 歴史資料

ア 政治、経済、社会、文化等高知県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

イ 高知県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

ウ 高知県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

エ 渡来品で、高知県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

(7) 建造物

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、鳥居等)の各時代の建造物遺構及びその部分又は建造物の模型、厨子、仏壇等で、建築的技法になるもののうち次のいずれかに該当するもの

ア 意匠的に優秀なもの

イ 技術的に優秀なもの

ウ 歴史的価値の高いもの

エ 学術的価値の高いもの

オ 流派的又は地方的特色において顕著なもの

2 高知県保護無形文化財指定基準

(1) 芸能関係

ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のいずれかに該当するもの

(ア) 芸術上特に価値の高いもの

(イ) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

(ウ) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

イ アに掲げる芸能の成立又は構造上重要な要素をなす技法で、特に優秀なもの

(2) 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

3 高知県保護無形文化財保持者又は保持団体認定基準

(1) 芸能関係

ア 保持者

(ア) 高知県保護無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者

(イ) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

(ウ) 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

イ 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(2) 工芸技術関係

ア 保持者

(ア) 高知県保護無形文化財に指定される工芸技術(以下

「工芸技術」という。)を高度に体得している者  
 (イ) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者  
 (ウ) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

イ 保持団体  
 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

4 高知県保護有形民俗文化財指定基準  
 (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において高知県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの  
 ア 衣食住に用いられるもの例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等  
 イ 生産又は生業に用いられるもの例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等  
 ウ 交通、運輸又は通信に用いられるもの例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等  
 エ 交易に用いられるもの例えば、計算尺、計量具、看板、鑑札、店舗等  
 オ 社会生活に用いられるもの例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等  
 カ 信仰に用いられるもの例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祀等  
 キ 民俗知識に関して用いられるもの例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等  
 ク 民俗芸能、娯楽又は遊戯に用いられるもの例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等  
 ケ 人の一生に関して用いられるもの例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋(うぶや)等  
 コ 年中行事に用いられるもの例えば、正月用具、節供用具、盆用具等  
 (2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次のいずれかに該当し、特に重要なもの  
 ア 歴史的変遷を示すもの  
 イ 時代的特色を示すもの  
 ウ 地域的特色を示すもの  
 エ 生活階層の特色を示すもの  
 オ 職能の様相を示すもの  
 (3) 他民族に係る(1)又は(2)に掲げる有形の民俗文化財又はその収集で、高知県民の生活文化との関連上特に重要なもの

5 高知県保護無形民俗文化財指定基準  
 (1) 風俗慣習のうち次のいずれかに該当し、特に重要なもの  
 ア 由来、内容等において高知県民の基盤的な生活文化の特色を示すもの  
 イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの  
 (2) 民俗芸能のうち次のいずれかに該当し、特に重要なもの  
 ア 芸能の発生又は成立を示すもの  
 イ 芸能の変遷の過程を示すもの  
 ウ 地域的特色を示すもの  
 (3) 民俗技術のうち次のいずれかに該当し、特に重要なもの  
 ア 技術の発生又は成立を示すもの  
 イ 技術の変遷の過程を示すもの  
 ウ 地域的特色を示すもの

6 高知県史跡名勝天然記念物指定基準  
 (1) 高知県史跡  
 次に掲げるもののうち高知県の歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの  
 ア 貝塚、遺物包含地、住居跡(堅穴(たてあな)住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石(こうごいし)その他これらの類いの遺跡  
 イ 都城跡、宮跡、国郡庁跡、城跡、防塁、戦跡その他政治に関する遺跡  
 ウ 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏(まがいぶつ)その他祭祀信仰に関する遺跡  
 エ 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡  
 オ 葉園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡  
 カ 閑跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡  
 キ 墳墓又は碑  
 ク 旧宅、園地、井泉、樹石又は特に由緒のある地域の類い  
 ケ 外国又は外国人に関する遺跡  
 (2) 高知県名勝  
 次に掲げるもののうち高知県の優れた県土美として欠くことのできないもので、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価値の高いもの、また、その人文的なものにおいては、芸術的又は価値の高いもの  
 ア 公園又は庭園  
 イ 橋梁又は築堤  
 ウ 花樹、花草、紅葉、緑樹等の叢生する場所  
 エ 鳥獣、魚虫等の棲息する場所

オ 岩石又は洞穴  
 カ 峡谷、瀑布、溪流又は深淵  
 キ 湖沼、湿原、浮島又は湧泉  
 ク 砂丘、砂嘴(さし)、海浜又は島嶼  
 ケ 火山又は温泉  
 コ 山岳、丘陵、高原、平原又は河川  
 サ 展望地点

(3) 高知県天然記念物  
 次に掲げる動物、植物又は地質鉱物のうち学術上貴重で、高知県の自然を記念するもの  
 ア 動物  
 (ア) 高知県特有の動物で、著名なもの及びその棲息地  
 (イ) 特有の産ではないが、高知県著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地  
 (ウ) 自然環境における特有の動物又は動物群衆  
 (エ) 高知県に特有な畜養動物  
 (オ) 家畜以外の動物で、海外から高知県に移殖され、現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地  
 (カ) 特に貴重な動物の標本  
 イ 植物  
 (ア) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木又は社叢  
 (イ) 代表的原始林又は稀有の森林植物相  
 (ウ) 代表的高山植物帯又は特殊岩石地植物群落  
 (エ) 代表的な原野植物群落  
 (オ) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの  
 (カ) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの  
 (キ) 洞穴に自生する植物群落  
 (ク) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔(せんたい)類、微生物等の生ずる地域  
 (ケ) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹林  
 (コ) 著しい植物分布の限界地  
 (サ) 著しい栽培植物の自生地  
 (シ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地  
 ウ 地質鉱物  
 (ア) 岩石、鉱物又は化石の産出状態  
 (イ) 地層の整合又は不整合  
 (ウ) 地層の褶曲(しゅうきょく)又は衝上  
 (エ) 生物の働きによる地質現象  
 (オ) 地震断層等地塊運動に関する現象  
 (カ) 洞穴  
 (キ) 岩石の組織  
 (ク) 温泉又はその沈殿物  
 (ケ) 風化又は侵蝕に関する現象  
 (コ) 硫気孔又は火山活動によるもの

<p>(サ) 氷雪霜の営力による現象 (シ) 特に貴重な岩石、鉱物又は化石の標本 エ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域</p> <p>7 高知県選定保存技術選定基準</p> <p>(1) 有形文化財等関係</p> <p>ア 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（以下「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で、保存の措置を講ずる必要のあるもの</p> <p>イ 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要のあるもの</p> <p>(2) 無形文化財等関係</p> <p>無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作・修理又は材料の生産・製造等の技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要のあるもの</p> <p>8 高知県選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準</p> <p>(1) 保持者</p> <p>選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者</p> <p>(2) 保存団体</p> <p>高知県選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（一般財団法人及び法人でない財団を含む。）で、当該技術又は技能の保存上適当であると認められる事業を行うもの</p>	
---	--